

千葉県における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業（いわゆる「お泊りデイ」）の人員、設備及び運営に関するガイドラインの改定について

平成 27 年 9 月 2 日
千葉県健康福祉部高齢者福祉課
電話 043 - 223-2446

本年 4 月に策定された国の指針を受けて、県が国に先行して制定していたガイドラインを改正しました。

今後、なお一層、利用者の方々が安心してサービスを受けられるよう、事業者に対し、改正後のガイドラインの周知・徹底を図っていきます。

1 ガイドライン制定の趣旨

通所介護(デイサービス)事業所が実施している宿泊サービスについては、短期入所施設等に空きがないことなどから、広く利用されているが、保険制度外のサービスであり、基準が定められていないため、宿泊環境、職員配置、消防設備等に問題が指摘されてきた。

このため、平成 25 年 11 月に、県において独自のガイドラインを制定し、利用者のプライバシーや安全の確保を図ってきた。

2 今回のガイドライン改正の内容（詳細は別紙のとおり）

- ① 宿泊サービスの提供について、国指針に従い、緊急時又は短期的な利用に限るものとした。
- ② 利用定員を定員の 1/2 かつ 10 人以下としていたが、国指針に従い、定員の 1/2 かつ 9 人以下とした。
- ③ プライバシーを確保するものとして、カーテンまで認めていたが、国指針に従い、パーテーションや家具などに限定し、「転倒防止のための措置を図ること」を規定に加えた。

3 施行日

平成 27 年 7 月 31 日（金曜日）

4 その他

学識経験者等の方々より意見を伺い改正案を取りまとめ、これについて、本年 6 月 11 日から 7 月 10 日まで、パブリックコメントを実施した。（特に意見なし）

（参考） 指定通所介護事業所における宿泊サービス（お泊りデイ）について

	改正ガイドライン 平成 27 年 7 月 31 日施行	旧ガイドライン 平成 25 年 11 月 1 日施行
提 供	①緊急時又は短期的な利用 ②やむをえない場合の利用日数上限：原則連続 30 日以内、認定有効期間の半数以下	緊急かつ短期的な利用 原則連続 30 日以内、認定有効期間の半数以下
人 員	① 看護職員（看護師又は准看護師）又は介護職員を常時 1 人以上確保 介護職員は、介護福祉士の資格を有する者、実務者研修又は介護職員初任者研修修了者が望ましい。	看護職員（看護師又は准看護師）又は介護職員：常時 1 人以上確保 介護職員は、介護福祉士の資格を有する者、実務者研修又は介護職員初任者研修修了者が望ましい。
	② 食事 介助等に必要な員数確保	介助等に必要な員数確保
	③ 緊急時 対応職員配置又は連絡体制整備	対応職員又は連絡体制の整備
	④ 宿泊サービス従業者の中から <u>責任者</u> を定めること。	<u>管理者</u> の配置
設 備	① 利用定員 利用定員の 1/2 以下かつ <u>9 人以下</u> ② 宿泊室 原則 1 人（夫婦等 2 人可） 面積：7.43 平方メートル以上/室 <u>個室以外（4 人以下）面積 ≥ 7.43 ×（利用定員 - 個室定員） * 7.43 / 人</u> プライバシー確保：パーテーション・家具等… <u>転倒防止のための措置を図ること。</u> *カーテンは不可 ③ 男女同室とならないこと ④ 消防法令上必要な設備設置	利用定員の 1/2 以下かつ <u>10 人以下</u> 原則 1 人（夫婦等 2 人可） 7.43 平方メートル以上/室 <u>（個室以外）面積 ≥ 7.43 ×（利用定員 - 個室定員） * 7.43 / 人</u> パーテーション・ <u>カーテン等</u> の仕切り 男女同室とならないこと 消防法令上必要な設備設置
運 営	①宿泊サービス計画は、 <u>4 日未満</u> の利用であっても、宿泊サービス計画を作成し、宿泊サービスを提供すること。 ② <u>宿泊サービスを提供する場合の届出</u> ③調査への協力等：県及び市町村が行う調査に協力すること。 ④ <u>その他</u>	宿泊サービス計画は、 <u>3 日以内</u> の連続宿泊であっても、宿泊サービス計画を作成することが望ましい。 調査への協力等：千葉県が行う調査に協力すること。

「千葉県における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン」及び「公表制度」の概要について 改正日：平成27年7月31日

目 的	指定通所介護事業所等で宿泊サービスを提供する事業者は、宿泊サービスを行う上での基準を定めたガイドラインの遵守を求めることにより、利用者の尊厳、安全の確保及び宿泊サービスの健全な提供を図るとともに、事業者から届出された情報を公表することにより、利用者の選択に資することを目的とします。
-----	---

適用対象	千葉県が所管する指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の営業時間外に、その設備を利用し、当該指定通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして宿泊サービスを提供する事業者
------	---

ガイドラインの概要	<p><提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、宿泊サービスを提供すること。 ■ 宿泊サービスの提供は緊急時又は短期的な利用の場合とすること ■ 提供日数の上限は原則連続30日以内とすること <p><人員配置></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 看護職員又は介護職員を常時1以上配置すること ■ 介護職員は介護福祉士又は関係研修修了者の配置が望ましいこと ■ 緊急時に対応する職員又は連絡体制を整備すること ■ 責任者を配置すること <p><宿泊設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 利用定員は通所介護事業所の1/2以下かつ9人以下とすること ■ 宿泊室は原則個室とし、それ以外の場合は1室当たり4人以下とすること ■ 宿泊室の面積は1人あたり7.43㎡以上とすること ■ 宿泊室が個室以外の場合はパーテーション等の仕切りによりプライバシーを確保すること（※カーテンは不可） ■ パーテーション等の仕切りについて、転倒防止のための措置を図ること ■ 男女同室とならないよう配慮すること ■ 消防法令上で必要な設備を確実に設置すること <p><宿泊サービス計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること ■ 4日以上連続利用者に対して宿泊サービス計画を作成すること ■ 利用者に対し宿泊サービスの計画の同意を得るとともに、書面により交付すること <p><運営規程></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 重要事項にかかる運営規程を定めること <p><非常災害対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 定期的に夜間を想定した避難・救出訓練を実施すること <p><調査への協力></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 実施状況等の確認のため、県及び市町村が行う調査に協力するとともに、指導を受けた場合は必要な改善を行うこと。
-----------	--

届出・公表制度の概要	<p><届出の区分及び時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 宿泊サービスを開始しようとするとき ■ 届出事項に変更が生じたとき ■ 宿泊サービスを廃止しようとするとき <p><届出書提出先></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 千葉県健康福祉部高齢者福祉課 <p><届出書提出方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 郵送により提出 ※ 知事に対する届出は条例上の義務 <p><公表方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 情報公開制度及び千葉県ホームページへの掲載等による 	<p><公表を行う項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者名 ■ 介護保険事業所番号 ■ 事業所名 ■ 事業所所在地 ■ 事業所電話番号 ■ サービス提供時間 ■ 利用定員 ■ 利用料金 ■ 宿泊サービス計画作成の有無 ■ 人員配置の状況 ■ 宿泊室の状況 ■ 防災対策の状況
------------	---	---